

平成30年度P R T Rデータの概要について ～化学物質の排出量・移動量の集計結果～ (岩 手 県)

平成 11 年 7 月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法、いわゆる P R T R 法)に基づき、化学物質排出移動量届出制度(いわゆる P R T R 制度)が平成 14 年 4 月より開始されました。

P R T R 制度では、届出の対象となる 462 種類の化学物質について、事業者は環境への排出量や廃棄物等に含まれての移動量の届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計結果を集計し、公表することとなっております。

今回の集計結果は、平成 30 年度に事業者が把握した排出量・移動量について、平成 31 年度及び令和元年度内に行われた届出を取りまとめたものであり、国が集計したデータを基に本県独自の集計を行ったものです。

今回届出のあった事業所は、岩手県で 512 事業所(平成 29 年度 522 事業所)であり、事業者から届出のあった当該事業所からの排出量については、全事業所・全物質の合計で約 1,291 トン(平成 29 年度:約 1,457 トン)、移動量の合計約 1,490 トン(平成 29 年度:約 1,445 トン)でした。

また、国が推計を行った届出対象外の排出量(対象業種からの届出対象外排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量、自動車などの移動体からの排出量)については、岩手県の合計で約 5,473 トン(平成 29 年度:約 3,459 トン)でした。

P R T R 制度について詳しくは、環境省のホームページを御確認ください。

: (環境省環境保健部) <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

岩手県のデータにつきましては、以下のホームページでも公開しております。

: (岩手県トップページ>暮らし・環境>環境>環境保全>化学物質(P R T R、ダイオキシン、フロン、ゴルフ場農薬)>P R T R)

1 排出量・移動量の届出状況（別紙2,3）

平成31年度及び令和元年度（届出期間：平成31年4月1日から令和元年6月30日まで）には、平成30年度に事業者が把握した排出量・移動量について、岩手県には512事業所から届出がありました。

業種別及び市町村別の届出状況は、以下のとおりです。

業種別の届出状況

（単位：事業所）

業 種	届出数	業 種	届出数
製造業	147	輸送用機械器具製造業	14
食料品製造業	5	船舶製造・修理業、船用機関製造業	2
木材・木製品製造業	5	精密機械器具製造業	8
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	その他の製造業	2
化学工業	9	下水道業	44
医薬品製造業	5	鉄道業	2
石油製品・石炭製品製造業	15	倉庫業	2
プラスチック製品製造業	9	石油卸売業	17
ゴム製品製造業	2	燃料小売業	250
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	洗濯業	1
窯業・土石製品製造業	4	計量証明業	1
鉄鋼業	4	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	35
非鉄金属製造業	4	産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)	7
金属製品製造業	30	高等教育機関	2
一般機械器具製造業	11	自然科学研究所	4
電気機械器具製造業	14	合 計	512

市町村別の届出件数

（単位：事業所）

市町村	届出数	市町村	届出数	市町村	届出数
盛岡市	81	八幡平市	17	住田町	4
宮古市	18	奥州市	52	大槌町	4
大船渡市	11	滝沢市	23	山田町	3
花巻市	41	雫石町	6	岩泉町	2
北上市	67	葛巻町	5	田野畑村	2
久慈市	8	岩手町	4	普代村	0
遠野市	11	紫波町	11	軽米町	2
一関市	64	矢巾町	15	野田村	1
陸前高田市	5	西和賀町	7	九戸村	2
釜石市	16	金ヶ崎町	9	洋野町	2
二戸市	11	平泉町	3	一戸町	5
合 計					512

※注 届出の対象となる事業者は、人の健康や生態系に有害なおそれがある等の化学物質（462物質）を取り扱っている事業者のうち、従業員数が21人以上の製造業など政令で定める24の業種で年間取扱量1トン以上の事業所等一定の要件に該当する事業者です。

2 集計結果の概要※

(1) 届出排出量・移動量

ア 全国データと岩手県データの比較（別紙1）

全国の事業所から届出のあった総排出量・移動量は約 391 千トンであり、内訳は総排出量約 149 千トン、総移動量約 243 千トンとなっています（以下「約」は省略）。

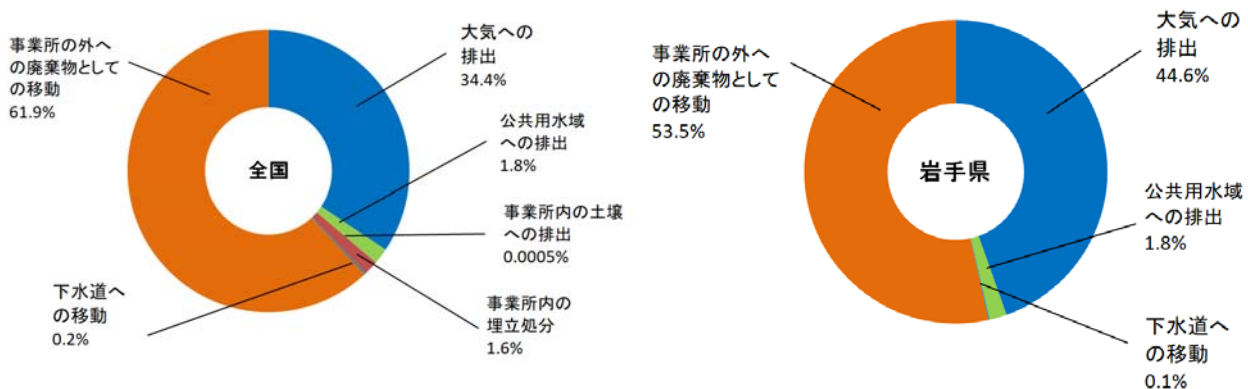
うち、岩手県内の事業所から届出のあった総排出量・移動量は 2,781 トンで、全国の排出量・移動量の総量の 0.7% にあたります。また、内訳は総排出量が 1,291 トン、総移動量が 1,490 トンでした。

届出排出量・移動量

（単位：トン／年）

排出・移動先	全国	構成比(%)	岩手県	構成比(%)
大気への排出	134,603	34.4	1,240	44.6
公共用水域への排出	7,142	1.8	51	1.8
事業所内の土壌への排出	2	0.0005	0	0
事業所内の埋立処分	6,441	1.6	0	0
排出量合計	148,188	37.9	1,291	46.4
下水道への移動	891	0.2	4	0.1
事業所の外への廃棄物としての移動	242,262	61.9	1,486	53.5
移動量合計	243,153	62.1	1,490	53.6
排出量・移動量合計	391,342	100	2,781	100

総排出量・移動量の構成（全国・岩手県）



※ 数値は四捨五入してまとめているため、本文中の数値とグラフの数値等が異なる場合があります。詳細な数値は、別紙を御参照ください(以下同じ)。

イ 物質別排出量・移動量（別紙1）

届出排出量・移動量の多い上位 10 物質の合計は 2,308 トンで、総届出排出量・移動量 2,781 トンの 83%にあたります。また、上位 3 物質の合計は 1,356 トンで、総届出排出量・移動量 49%にあたります。

上位 5 物質は、
分析試薬、凝集沈殿剤などに用いられる

① 塩化第二鉄 [645 トン]

金属洗浄、合成用溶媒などに用いられる

② 塩化メチレン※ [411 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

③ キシレン [300 トン]

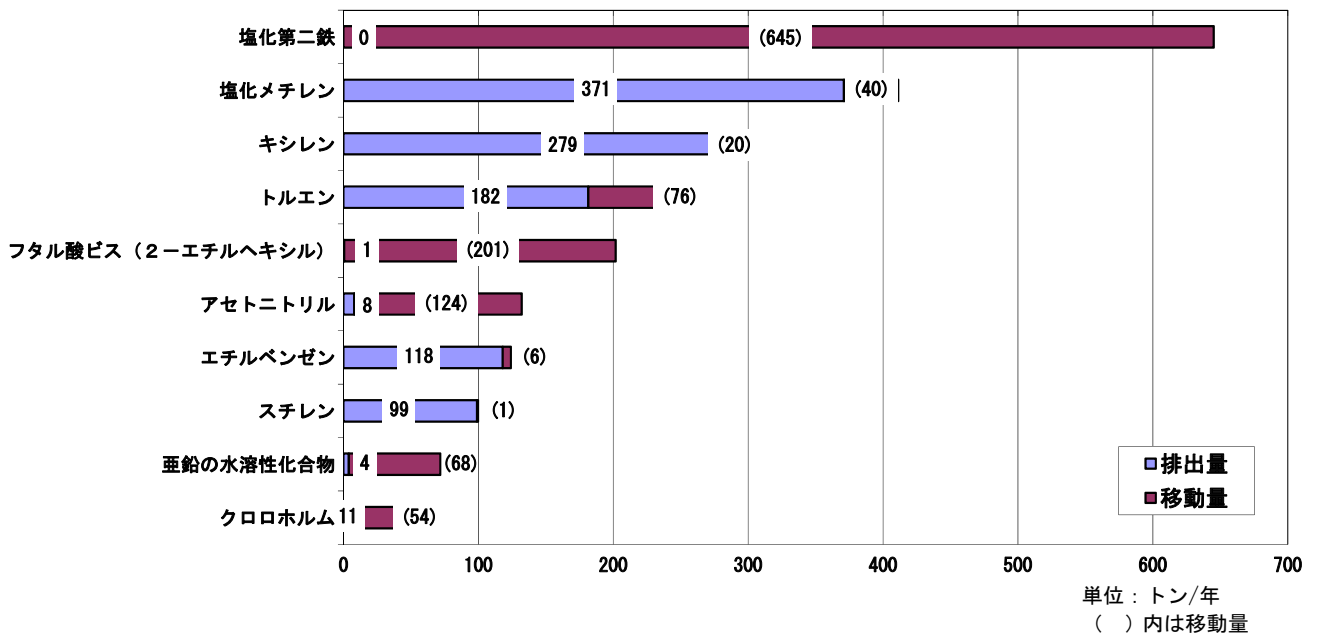
④ トルエン [258 トン]

有機合成用原料などに用いられる

⑤ フタル酸ビス（2-エチルヘキシル） [202 トン]

の順となっています。

届出排出量・移動量合計上位 10 物質とその量



※ 塩化メチレンとはジクロロメタンの別名で、産業界でよく使われている言葉です（以下省略）。

ウ 物質別排出量（別紙1）

届出排出量の多い上位 10 物質の合計は 1,204 トンで、総届出排出量 1,291 トンの 93%にあたります。

上位 5 物質は、
金属洗浄、合成用溶媒などに用いられる

① 塩化メチレン [371 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

② キシレン [279 トン]

③ トルエン [182 トン]

合成樹脂原料、塗料等溶剤などに用いられる

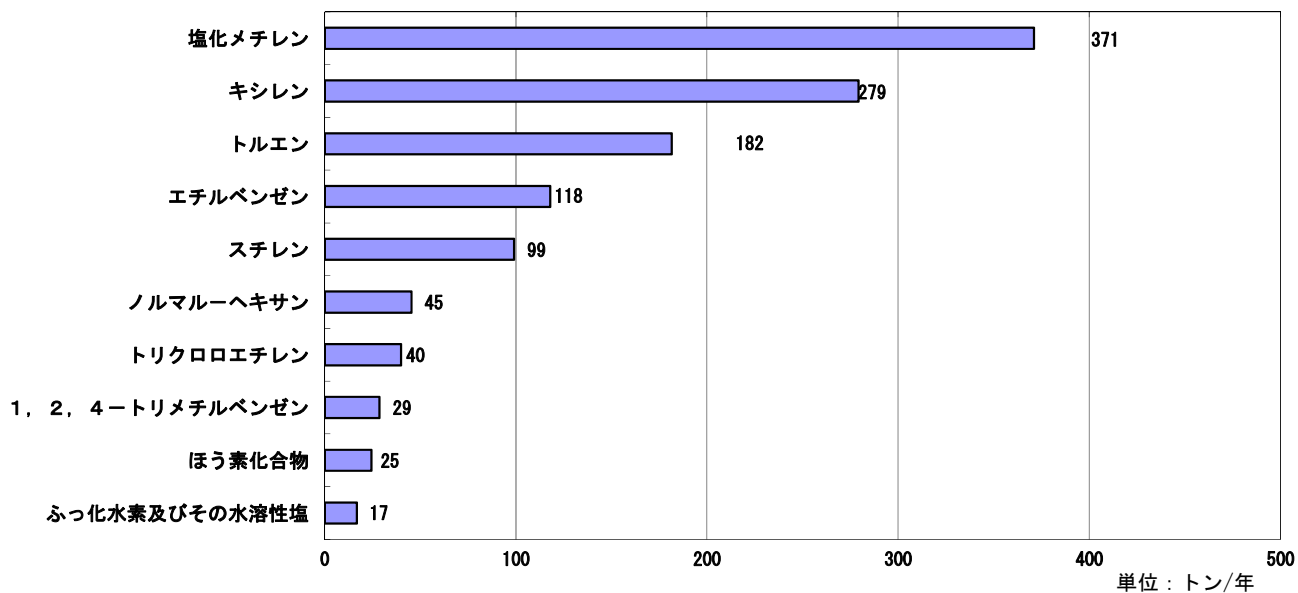
④ エチルベンゼン [118 トン]

合成樹脂原料などに用いられる

⑤ スチレン [99 トン]

の順となっています。

届出排出量上位 10 物質とその量



エ 業種別排出量・移動量（別紙２）

岩手県では、届出対象 46 業種（製造業 23 業種、非製造業 23 業種）中、30 業種（製造業 19 業種、非製造業 11 業種）から届出がありました。

製造業からの排出量・移動量の合計は 2,665 トンで、全業種からの総排出量・移動量 2,781 トンの 96%にあたります。

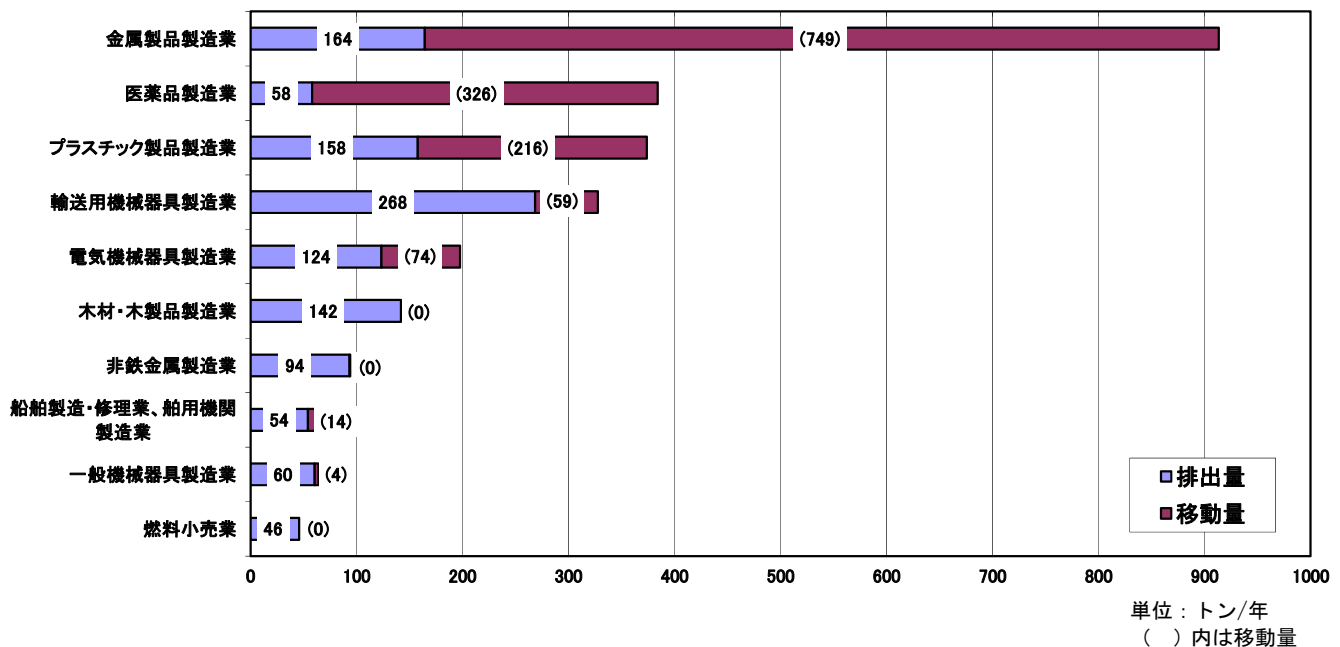
また、排出量・移動量の多い上位 10 業種の合計は 2,611 トンで全業種からの排出量・移動量の合計の 94%にあたります。

上位 10 業種は

① 金属製品製造業	[913 トン]
② 医薬品製造業	[384 トン]
③ プラスチック製品製造業	[374 トン]
④ 輸送用機械器具製造業	[328 トン]
⑤ 電気機械器具製造業	[198 トン]
⑥ 木材・木製品製造業	[142 トン]
⑦ 非鉄金属製造業	[94 トン]
⑧ 船舶製造・修理業、船用機関製造業	[68 トン]
⑨ 一般機械器具製造業	[64 トン]
⑩ 燃料小売業	[46 トン]

の順になっています。

届出排出量・移動量上位 10 業種とその量



オ 業種別排出量（別紙２）

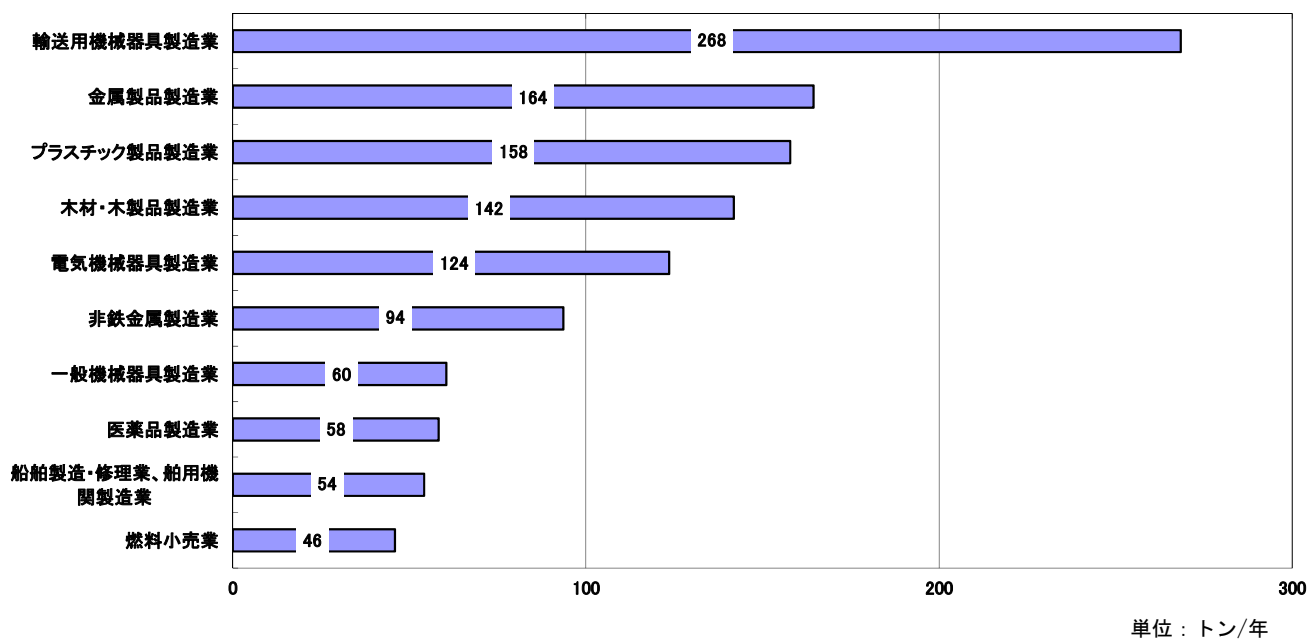
排出量の多い上位 10 業種の合計は 1,169 トンで、全業種からの排出量の合計 1,291 トンの 91%にあたります。

上位 10 業種は

①	輸送用機械器具製造業	[268 トン]
②	金属製品製造業	[164 トン]
③	プラスチック製品製造業	[158 トン]
④	木材・木製品製造業	[142 トン]
⑤	電気機械器具製造業	[124 トン]
⑥	非鉄金属製造業	[94 トン]
⑦	一般機械器具製造業	[60 トン]
⑧	医薬品製造業	[58 トン]
⑨	船舶製造・修理業、船用機関製造業	[54 トン]
⑩	燃料小売業	[46 トン]

の順になっています。

届出排出量上位 10 業種とその量

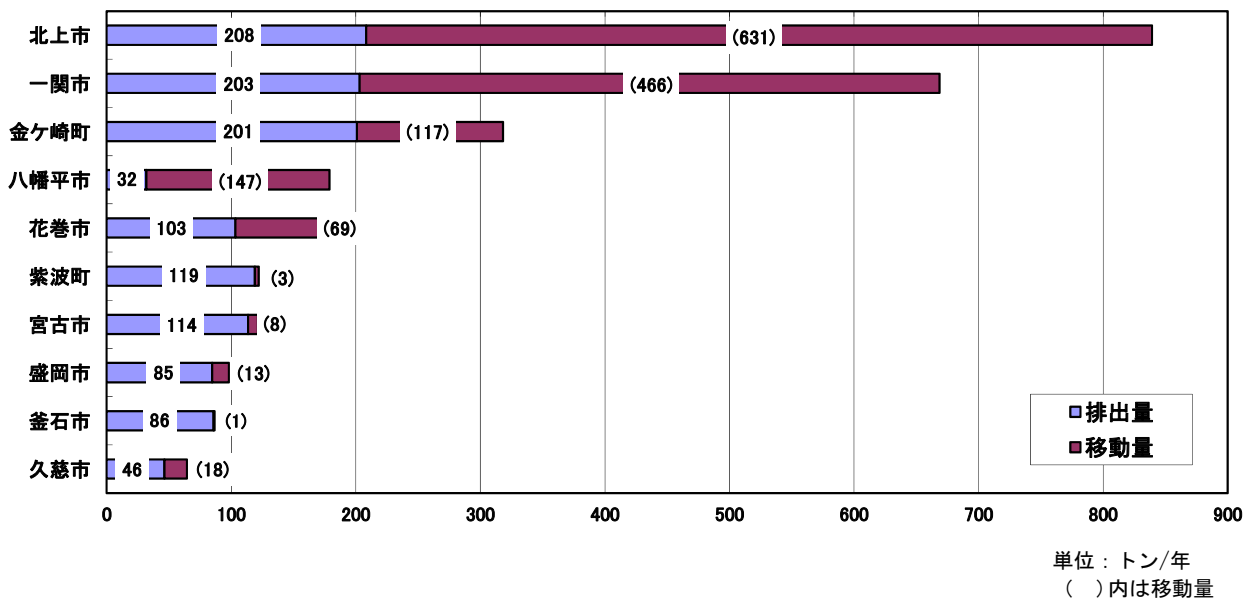


カ 市町村別排出量・移動量（別紙3, 6）

届出排出量・移動量の上位 10 市町村は、次のとおりとなっています。

①	北上市	[839 トン]
②	一関市	[669 トン]
③	金ケ崎町	[318 トン]
④	八幡平市	[179 トン]
⑤	花巻市	[172 トン]
⑥	紫波町	[122 トン]
⑦	宮古市	[122 トン]
⑧	盛岡市	[98 トン]
⑨	釜石市	[87 トン]
⑩	久慈市	[64 トン]

届出排出量・移動量上位 10 市町村とその量



(2) 届出外排出量の推計値

ア 全国データと岩手県データの比較（別紙4）

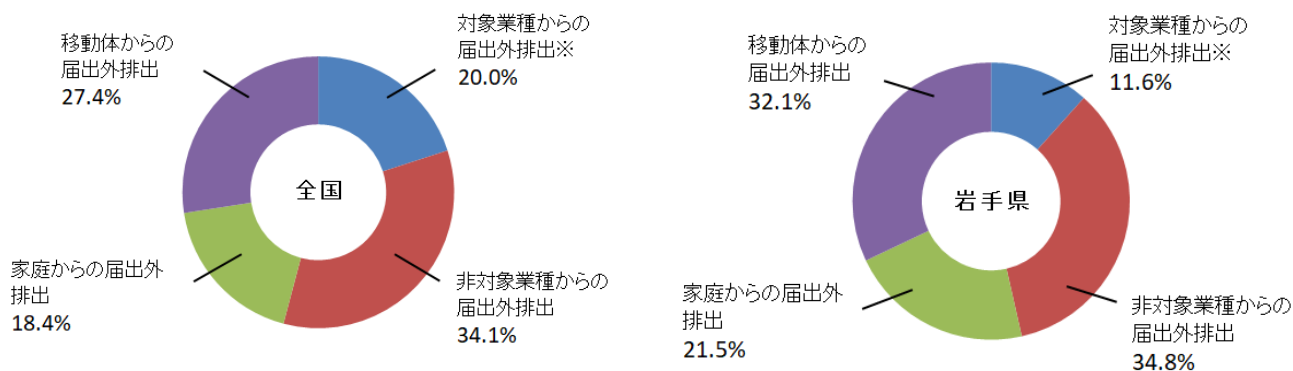
経済産業省及び環境省が推計を行った平成30年度の全国の届出外排出量の推計値の合計は、221千トンであり、うち岩手県分は3,167トンで、全国のデータの1.4%にあたります。その内訳は、以下のとおりです。

届出外排出量(単位:トン/年)

排出源	全国	構成比(%)	岩手県	構成比(%)
対象業種からの届出外排出※	44,254	20.0	369	11.6
非対象業種からの届出外排出	75,394	34.1	1,103	34.8
家庭からの届出外排出	40,755	18.4	680	21.5
移動体からの届出外排出	60,643	27.4	1,015	32.1
合計	221,047	100	3,167	100

※ 対象業種に属する事業を営む事業者からの排出であるが、従業員数、取扱量等の要件を満たさないため届出対象とならないもの。

届出外排出量の構成（全国・岩手県）



イ 物質別排出量（別紙4）

届出対象外排出量の多い上位 10 物質の合計は 2,469 トンで、総届出外排出量 3,167 トンの約 78%にあたります。

上位 5 物質は、

塗料等溶剤として幅広く用いられる

① キシレン [721 トン]

② トルエン [590 トン]

洗浄剤などに用いられる

③ ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル [390 トン]

合成樹脂原料、溶剤などに用いられる

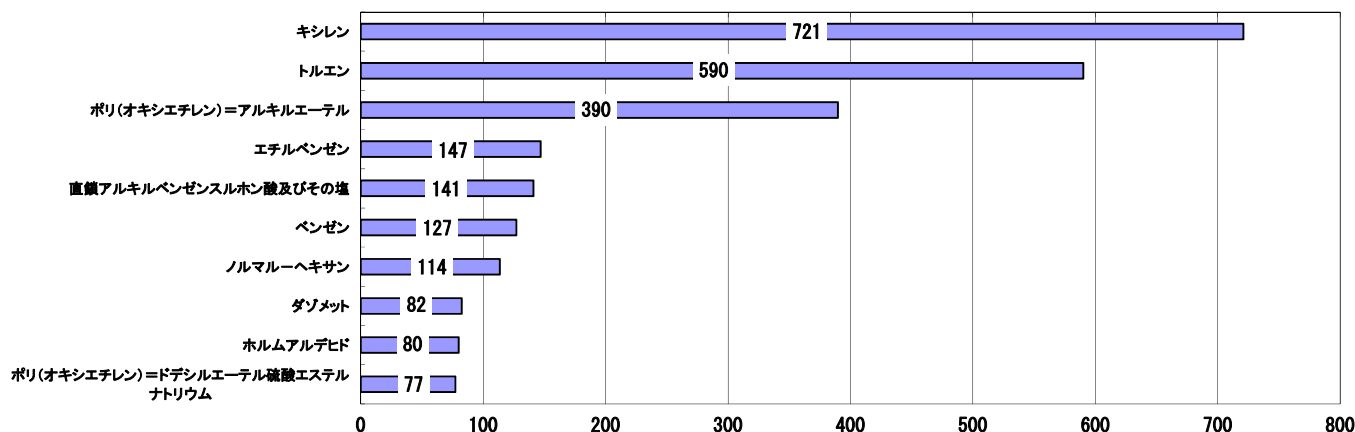
④ エチルベンゼン [147 トン]

洗浄剤などに用いられる

⑤ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 [141 トン]

の順となっています。

届出外排出量上位 10 物質とその量



単位：トン/年

ウ 移動体からの排出量推計値（全国データと岩手県データの比較）（別紙5）

届出外排出量のうち全国の移動体からの排出量推計値の合計は61千トンであり、うち岩手県分は1,015トンで、全国のデータの1.7%にあたります。

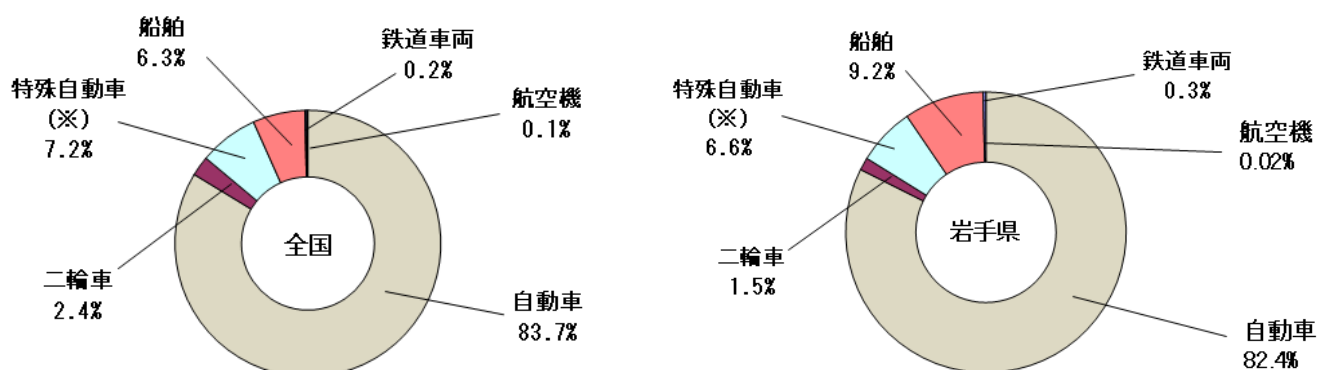
その内訳は、以下のとおりです。

移動体からの排出量(単位:トン/年)

排出源	全国	構成比(%)	岩手県	構成比(%)
自動車	50,736	83.7	836	82.4
二輪車	1,466	2.4	14.9	1.5
特殊自動車(※)	4,374	7.2	67.4	6.6
船舶	3,850	6.3	93.4	9.2
鉄道車両	130	0.2	3.2	0.3
航空機	88	0.1	0.23	0.02
合計	60,643	100	1,015	100

※産業機械、建設機械、農業機械

移動体からの排出量の構成（全国・岩手県）



(3) 届出排出量と届出外排出量の推計値の合計の多い物質（別紙4）

届出排出量と届出外排出量の推計値を合算した岩手県の排出量の総量は4,458 トンで、全国の排出量の総量369千トンの1.2%にあたります。

岩手県で排出量の多い上位5物質は、

塗料等溶剤として幅広く用いられる

- ① キシレン [1,000 トン]
- ② トルエン [772 トン]

洗浄剤として用いられる

- ③ ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル [390 トン]

金属洗浄、合成溶媒などに用いられる

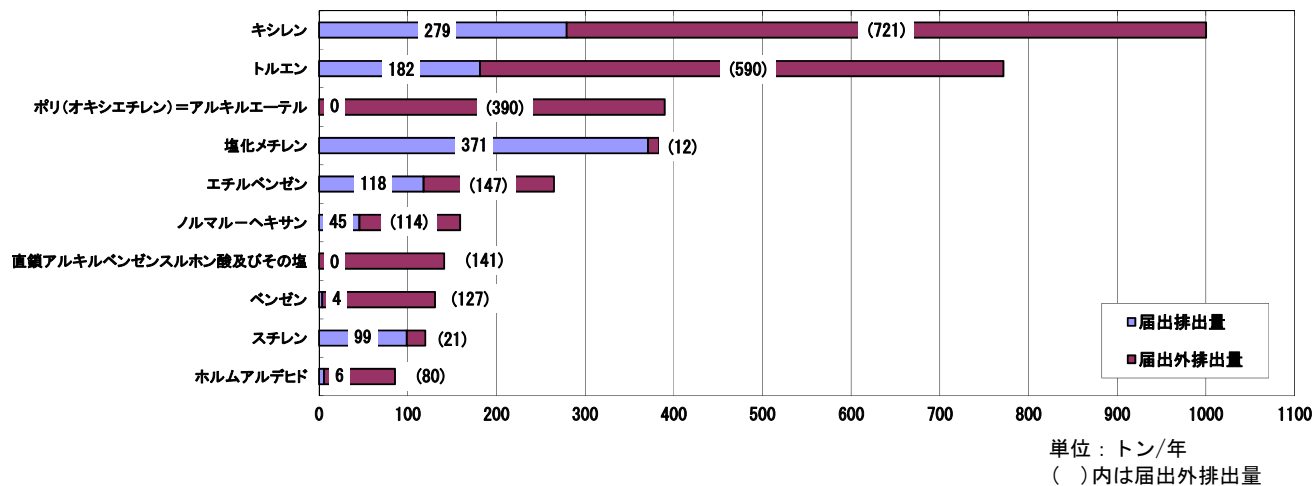
- ④ 塩化メチレン [383 トン]

合成樹脂原料、溶剤などに用いられる

- ⑤ エチルベンゼン [265 トン]

の順となっています。

届出排出量・届出外排出量上位10物質とその量



(4) 特定第一種指定化学物質の排出量・移動量の集計結果（別紙1）

人に対して発がん性のある特定第一種指定化学物質の総届出排出量・移動量は79トンであり、内訳は、総排出量11トン、総移動量68トンとなっています。

特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量

物質番号	対象物質 物質名	届出排出量 (kg/年) ※3					届出移動量 (kg/年) ※4			届出排出・ 移動量合計
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
33	石綿(※1)	0	0	0	0	0	0	3,800	3,800	3,800
56	エチレンオキシド(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75	カドミウム及びその化合物	3	5	0	0	8	0	360	360	368
88	六価クロム化合物	0	78	0	0	78	0	6,164	6,164	6,242
94	クロロエチレン(別名塩化ビニル)(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
243	ダイオキシン類(※2)	304	13	0	890	1,207	0	10,001	10,001	11,208
305	鉛化合物	0	110	0	0	110	0	13,350	13,350	13,460
309	ニッケル化合物	7	394	0	0	401	1,084	19,070	20,154	20,555
332	砒素及びその無機化合物	0	82	0	0	82	0	8,000	8,000	8,082
351	1,3-ブタジエン(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
385	2-ブロモプロパン(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
394	ベリリウム及びその化合物(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
397	ベンジリジンニトリクロリド(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
400	ベンゼン	3,727	12	0	0	3,739	0	1,830	1,830	5,569
411	ホルムアルデヒド	5,741	2	0	0	5,743	0	3,913	3,913	9,656
	合計	9,782	696	0	890	11,368	1,084	66,488	67,572	78,940
	割合(%)	12.4	0.9	0.0	1.1	14.4	1.4	84.2	85.6	100.0

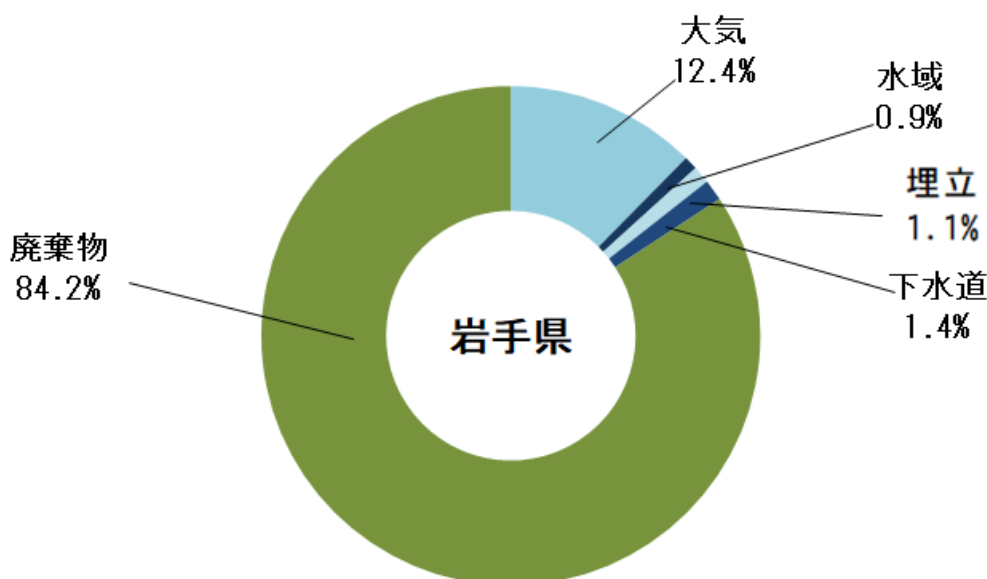
※1 届出がなかった対象物質

※2 単位: mg-TEQ/年

※3 大気: 大気への排出、 水域: 公共用水域への排出、 土壌: 事業所内の土壌への排出、 埋立: 事業所内の埋立処分

※4 下水道: 下水道への移動、 廃棄物: 事業所外への廃棄物としての移動

特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量



3 国公表資料及び個別の事業所データの開示について

- 国の公表資料は次のホームページに掲載されています。
経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/
環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- 個別事業所のP R T Rデータはホームページに掲載しています。また、個別事業所から届け出られたP R T Rデータをインターネット地図上に視覚的に分かりやすく表示するとともに、P R T Rデータを検索・閲覧できるようにしたP R T Rデータ地図上表示システムで個別事業所を地図から探すことや、個別事業所のデータをグラフや図で見ることができます。(<http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrmap/>)
上記ホームページからデータを入手できない場合等は、化学物質排出把握管理促進法第10条の規定に基づき、国に対して所定の手数料を納付し、開示請求の手続を行うことにより、どなたでもデータを入手することができます。
詳しくは、上記のホームページを御確認ください。

【開示請求の窓口】

(経済産業省)

○来訪による開示請求

経済産業省製造産業局化学物質管理課内（経済産業省本館7階西7）

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

窓口受付時間：土日祝日を除く平日10時～17時まで（12:00～13:00を除く）

○郵送による開示請求、その他の問い合わせ

製造産業局 化学物質管理課 P R T R開示窓口あて

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

TEL 03-3501-0080、FAX 03-3580-6347

(環境省)

環境省環境保健部環境安全課（中央合同庁舎第5号館23階）

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

窓口受付時間：土日祝日を除く平日9時30分～17時まで（12:00～13:30を除く）

TEL 03-3581-3351（内線6358）、FAX 03-3580-3596

4 今後の取組

今後、岩手県では、化学物質による環境リスク低減に向けて、次のとおり地域における環境リスクの把握を行うとともに、県民、事業者及び行政による環境コミュニケーション推進のための取組を進めていく予定です。

(1) P R T R対象物質の環境リスクの把握

環境に多く排出されているP R T R対象物質について、常時監視を継続し、汚染実態の把握に努めるとともに、化学物質排出量が多い事業所を把握し、必要に応じて個別に排出量を削減、改善するよう助言・指導を行います。

(2) 環境コミュニケーションの推進

工場・事業場を有する事業者が環境負荷等に関する情報について、近隣住民と意見交換を行い、相互理解を深める環境コミュニケーションを普及するため、「いわて環境報告書バンク」の取組を推進します。また、県内に立地している工場・事業場を有する事業者による「地域とはじめる環境報告会」の開催を支援するとともに、研修会及びセミナー等による人材育成を図ります。